

令和4年 第13回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

- 1 開催日時 令和4年12月26日(月) 午後1時26分～午後2時33分
- 2 開催場所 安中市役所第201会議室
- 3 出席委員 (15人)
出席者 1番 宇佐美幸雄 2番 山田 茂 3番 竹内 佳重
 4番 宮口 太郎 5番 森泉壽義雄 6番 井上 豊
 7番 芝崎 篤子 8番 眞砂 幸光 9番 神宮 俊夫
 10番 戸塚 勉 11番 橋本 一男 12番 武井 洋一
 13番 田中 正明 15番 金井 亮 17番 丸山 征二
- 4 欠席委員 (2人)
 14番 中山 範雄 16番 伏田 再子
- 5 議事日程
 日程第 1 議事録署名人の指名について
 日程第 2 会務の報告について
 日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
 日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 日程第 6 議案第4号 農地法第43条の規定による届出について
 日程第 7 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- 6 農業委員会事務局職員
 事務局長 山田 幸則 庶務兼農業振興係長 新井 雅彦
 農地係長 新部 俊之 農地係 真下 貴光
 農業振興係 五十貝 遼

会議の概要

- 議長 ただいまから令和4年第13回農業委員会総会を開催いたします。
- 出席委員は17名中15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。
- 本日の総会開催に当たり、14番中山範雄委員、16番伏田再子委員より、欠席届が提出されていますので、報告いたします。
- 続きまして、日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、2番山田茂委員・15番金井亮委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。

令和4年11月25日開催の第12回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係2件、5条関係20件につきましては、令和4年12月16日付で許可書を交付しました。

現況証明の11月分の取扱いについてですが、2件、3筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付しました。

令和4年第4回安中市議会定例会が11月30日から12月14日の間、開催されました。一覧のとおり、報告が4件、議案が19件提出され、議案の全てが採択されました。

令和4年度全国農業委員会会長代表者集会在12月1日に銀座プロッサムで開催され、丸山会長が出席しました。また、集会終了後に地元選出の国会議員への要請活動が行われました。

ぐんま女性委員ネットワーク研修会が12月6日に前橋市のJAビルで開催され、芝崎委員、伏田委員、萩原推進委員が出席しました。

群馬県農業会議の第9回常設審議委員会が12月16日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席しました。

報告は以上となります。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題といたします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和4年12月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載の4件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願ひいたします。

7 番。

7 番委員 農地法第 3 条の 4 番になります。こちら現地につきましては特に問題ないかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかにありますか。

8 番。

8 番委員 8 番です。農地法の第 3 条の 2 番です。この場所は、〇〇の周辺です。それから、〇〇のほうへ上りますと〇〇というところがあるのですが、そのところなのでは、正直なところ、村の中心街なのでは、川のそば、それから山のそばで随分荒廃しているところでは、ですけれども、荒れた田んぼの中に梅の木が植わっていたり、荒れた畑のところにはハクサイやネギが植わっているところでは、この賃貸借ですか、では、問題はないと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかにありますか。

6 番。

6 番委員 6 番です。1 号、第 3 条の 3 番の〇〇なのでは、これ次の 4 条と関係がございまして、現行行っておりますので、特段の問題はないと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りいたします。議案第 1 号については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、3 班に 1 番から 4 番の 4 件、以上合計 4 件を付託いたします。次に、日程第 4、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前現地調査の概要につい

ても説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和4年12月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、12月21日に実施された現地調査結果につきまして、4条の申請案件において特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨報告をさせていただきます。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書2ページ記載の3件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いいたします。

5番。

5番委員 5番です。第4条関係の1番ですが、これは3年前にサカキを営農型で植えるということで、私もちょいちょいここは通るところで現地を見ていますが、しっかり管理してやっています。今後もあとまた3年間出てきたわけですが、特に問題ないと思います。

議長 ほかにありますか。

6番。

6番委員 6番です。議案第2号、4条の2番ですけれども、これは申請理由にありますように、現行もう事業を行っております。申請理由を読んでもらえば特段問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。農地法第4条の3番ですが、現地見てきましたが、まさに申請の理由のとおりのごことでして、始末書も添付されていますので、よろしくお願いたします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りいたします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、3班に1番から3番の3件、以上合計3件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題といたします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前現地調査の概要についても説明願います。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和4年12月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、12月21日に実施された面積1,000平米以上及び営農型太陽光発電用地の現地調査におきましては、事前着工と思われる案件が1件ございました。会長と事務局で事業者に対して注意しましたところ、適正に対処する旨の確約をいただき、現在も事業者において対処中であることをご報告いたします。そのほかの案件については、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、併せてご報告させていただきます。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。令和4年12月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書3ページから5ページ記載の20件及び議案書6ページ記載の計画変更1件の計21件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

3番。

3番委員 3番です。議案第3号、農地法第5条の1番です。この土地については、西側に塚があって、東側はお墓、その間、県道が南に走っていて、北側は会社のほうに入って行く。ほかの土地には別に何も支障はないところなので、問題ないと思われまますので、よろしく申し上げます。

議 長 ほかにありますか。

2 番。

2 番委員 2 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 7 番です。この土地は、周りがみんな住宅地化してしまっていて、これは問題ないかと思われますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかに。

5 番。

5 番委員 5 番です。5 条関係、2 番と 4 番です。

まず、2 番は、先ほど計画変更があったとおりの土地で、たまたま隣が工場を営んでいるので、その駐車場として、狭い場所ですけれども、使いたいということです。周辺も宅地化が進んでいますので、特に問題ないと思います。

それから 4 番です。これは何と申しますか、〇〇のほうから〇〇へ行く途中のところで、あそこは段階的に次から次へと太陽光ができていくところです。周りも全く耕作されていないような土地ばかりなので、これも特に営農上、問題がある土地ではないと思います。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

1 1 番。

1 1 番委員 1 1 番です。3 号、5 条関係の 6 番、9 番、1 8 番の 3 件ですが、6 番につきましては、〇〇すぐそば、これは長年もう放棄地みたいな形になっている土地であります。住宅地の中の土地であり、3 種ということで特に問題はないと思われま

す。それから、5 条、9 番です。9 番については、〇〇 3 0 0 m ぐらい東で、〇〇の南方 1 0 0 m ぐらい下がった土地でござい

ます。これは周りがほとんど休耕地みたいな場所

でござい

ます。それから、1 8 番ですが、これは〇〇 2 0 0 m ぐらいのところ

であります。北側には既にもう太陽光ができてい

議 長 ほかに。

4 番。

4番委員 4番です。議案第3号、農地法第5条関係の11番の案件でございます。これは〇〇を〇〇のところに増設すると。今もやって大きな建物が建っております。そのための駐車場ということで、特段問題はないと考えておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

議長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 議案第3号の農地法第5条の10番です。〇〇という場所なのですけれども、県道のちょうど〇〇のほうへ向かって右側になります。ちょっと行くと〇〇という場所になるのですけれども、荒れた畑、それから荒れた田んぼ、そこに今は草と、竹が侵入してしまして、大分ちょっと農地だったのかなと思われるようなところなのですけれども、太陽光発電としては適地だと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 12番です。5条関係の3番です。太陽光発電用地への転用申請です。申請地につきましては、住宅地に隣接する農地でありまして、他の農地へ与える影響というのは特に考えられません。問題ないと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

7番。

7番委員 7番です。農地法第5条の14番になります。こちらは先ほど第3条関係の4番で出てきた案件でございます。申請の理由としても、こちら営農型の太陽光発電用地として適地であると思われまますので、特に問題ないと思っております。よろしくをお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

1番。

1番委員 1番です。議案3号、農地法第5条申請に係る5番の申請になります。21日に事前確認を事務局とさせていただきました。南は宅地になってはいますが、ほかは耕作放棄地になってはいます。もうぼうぼうの状態です。特に問題はないと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長 15番。

15番委員 15番です。議案3号、5条関係の13番です。13番の土地は、南側と東側がもう既に太陽光発電の施設になっておりまして、あとは住宅にも囲まれていますので、特に〇〇の関係もありますので、ここは問題ないかなと思います。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

17番委員 なければ17番から。まず、農地法第5条の8番になります。こちらは周辺は全て宅地になります。3種農地ということもありまして、周辺農地への影響はないと考えます。

続きまして、12番です。こちら場所は〇〇のすぐ近くで、先ほど事務局が説明した事前着工と思われると言われた案件ですが、これ現地調査したときに、ユンボが動いて砂利をすくっていたのですが、あれは砂利を拾い上げていたそうで、事前着工ではなかったと。我々の勘違いのようです。場所は完全に耕作放棄地で、進入するのも難しいような山林化したような土地で、3種農地ということもあり、周辺農地への影響はないと思われま。

あわせて、15番、16番なのですが、こちらも周辺は宅地化が非常に進んでいる地域でありまして、周りはほぼ宅地になりますので、周辺農地への影響はないと考えられます。審議の参考をお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りいたします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査としたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に6番から13番の8件、2班に1番から5番及び17番から20番の9件、併せて計画変更1番の計10件、3班に14番から16番の3件、以上合計21件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩といたします。

なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 2:03)

(書類審査)

(再開午後 2:21)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査結果について、審査班からの報告を求めます。

3班。

3班班長 10番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、1番から4番までです。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

3班。

3班班長 10番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番から3番までの3件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。ありますか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 8番です。議案第3号、農地法第5条の1班に付託されました事案は、6番から13番の8件でした。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議長 2班。

2班班長 11番です。2班に付託されました議案第3号、農地法5条関係は、1番から5番、17番から20番の9件及び計画変更の1番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可基準を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議長 3班。

3班班長 10番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、14番から16番の3件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上。

議長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第4号、農地法第43条の規定による届出についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地法第43条の規定による届出書について受理の可否を審議のうえ議決願いたい。

令和4年12月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

提出された届出は以上の2点です。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。よろしいですか。

この高度化施設というのは、前はいつだっけ。2回ぐらい出ているよね。

事務局 1回、〇〇。

議長 〇〇だね。そのときに皆さんに若干説明を事務局のほうでしたと思うのですが、こういったものが今国のほうでも認められている。コンテナはパイプハウスなんかと同じような認識でいいということ。簡単に言うと、になります。では、質問はよろしいですね。

委員 なし。

議長 質問がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について届出を受理することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、農地法第43条の規定による届出については、届出を受理することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和4年12月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、議案書8ページ記載の4件です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等ありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、農用地利用集積計画の承認については原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

以上で議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして令和4年第13回安中市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 2時33分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和4年12月26日

安中市農業委員会会長

2番委員

15番委員